

【No. 8】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

【No. 1】電子申告義務がある法人（当事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

所管	業種目	既況	要否	別表等
法人区分	事業種目	特同族会社	定同会社	非同族会社
同非区分	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書又は損益処分表、補助明細書、事業所内説明書等の写し、組織再編成に係る契約書等の明細書	

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税
令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税

申告書
申告書
翌年以降
送付要否
適用額明細書
提出の有無
税理士法第30条
税理士法第33条

【No. 2】法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- ⑦ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）

所得金額又は欠損金額 (別表四[48]の①)	1				
法人税額 (53) + (54) + (55)	2				
法人税額の特別控除額 (別表六[六]「4」)	3				
差引法人税額 (2) - (3)	4				
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額に加算額	5				
課税土地譲渡利益金額 (別表五[二]「24」+別表五 [二]「25」(別表五[二]「22」)	6				
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7				
課税留保金額 (別表三[一]「4」)	8				
同上に対する税額 (別表三[一]「8」)	9				
法人税額計 (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9)	10				
仮装経理 更正に伴う 控除額 (10) - (11)	11				
差引所得 (10) - (11)	12				
中間申告分の法人税額 (14) - (15)	15				
差引確定 法人税額 (14) - (15)	16				
課税標準 法人税額 (33) + (34)	35				
地方法人税額 (33) + (34)	36				
課税留保金額に係る地方法人税額 (39)	37				
所得地方法人税額 (36) - (37)	38				
外国税額の控除額 (別表六[二]「50」)	40				
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除額	41				
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42				
中間申告分の地方法人税額 (42) - (43)	43				
差引確定 地方法人税額 (42) - (43)	44				

【No. 6】15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No. 7】地方法人税額の計算につき、別表一次葉の56欄～59欄により計算していますか。

【No. 7】40欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。

【No. 3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

この申告による還付金額 (21)	25				
中間納付金 (15) - (14)	26				
欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	27				
計 (25) + (26) + (27)	28				
この申告前の所得金額 又は欠損金額 (60)	29				
この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (6)	30				
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七[一]「4」の計1(別表七[二]「9」 若しくは「11」又は別表七[三]「10」)	31				
理則に基づき欠損金又は災害損失金 (別表七[一]「5」の合計)	32				
この申告による還付金額 (43) - (42)	45				
この申告の この申告前の 所得金額に 対する法人税額 (68)	46				
課税留保金額に 対する法人税額 (69)	47				
課税標準法人税額 (70)	48				
この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)	49				
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額					
剰余財産の最 後の分配又は 引渡しの日					
還付を受ける 金融機関等		銀行 本店・支店	本店・支店	郵便局名等	
		金庫・組合	出張所	預金	
		農協・漁協	本所・支所		
		口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		
		※税務署処理欄			

別表一 各事業年度の所得に係る申告書
内国法人の分
…
令二・四・一以後終了事業年度等分

税理士
署名押印